

市有財産売払の件(東大阪市渋川町一丁目66番3)に係る質問回答

質問	回答
倉庫を建てることはできますか。	土地売払案内書9頁「VI土地利用条件」「2.1業種条件」に記載の施設に併設することは可能です。ただし、延床面積の過半は業種条件の施設とし、主たる用途はあくまでも業種条件で認めているものに限りです。
社員寮を建てることはできますか。	同 上
3年以内に事業を開始できなかった場合、本物件を市有財産売払契約書の第8条(買戻特約)を適用することはできますか。	買受人の都合による場合は、買戻し特約登記を解除する正当な理由として認められません。落札者は土地売払案内書9頁「VI土地利用条件」「2.2操業条件」の通り、所有権移転登記後3年以内に事業を開始することが売払いの条件です。
操業条件が履行できているかはどのように確認しますか。	土地売払案内書9頁「VI土地利用条件」「2.2操業条件」の通りです。それに該当しない場合は、当課が現地立会のもと確認させていただきます。
法人で入札に参加し、売払代金等は代表取締役個人で支払うことは可能ですか。	実際にどこからお金が支出されたかは知るすべがありません。ただし、納入通知書(領収書)の宛名は買受人となります。